

はじめに

四條畷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、平成26年3月に、「子どもがイキイキワクワクする教育環境づくり」、「ひとづくりはまちづくりのもと、つながり力を醸成」、「人と人との絆づくりで地域社会を元気に」の3つを理念とした「四條畷市教育振興ビジョン」（以下「教育振興ビジョン」という。）を策定し、平成26年度から平成32年度までの今後7年間を展望した、本市の中長期的な目標や基本的な方向性を明らかにしました。

この教育振興ビジョンには、「生きる力を育み、将来の社会を担う人材の育成」、「家庭・地域・学校の連携を充実させ、一丸となった教育の向上」、「生涯を通じて学習やスポーツすることのできる機会の充実」の3つの目標を掲げ、確かな学力を身に付け、豊かな心とたくましい体を育み、生きる力を備えた子どもの育成に取り組んでいるところです。

これらの教育施策の一環として、過去から学校規模・配置の適正化と通学区域の見直しにも取り組んできたところですが、近年、児童・生徒数が減少し、クラス替えができずに人間関係が固定化する学校があるなど、小学校、中学校とも学校規模の差が広がっており、さまざまな課題が生じています。

また、過去の児童・生徒数の急増に対して、学校施設の確保を緊急の課題として学校建設を進めてきたことなどから、1つの小学校から2つの中学校に分かれて進学する児童もいる複雑な通学区域となっている現状があり、義務教育9年間を見通した小・中学校の連携や一貫性のある教育活動の展開が図りにくい状況があります。

これらの課題解消を図るため、平成23年11月に策定した「四條畷市学校規模適正化基本方針」について、四條畷市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成24年8月に「統合整備を含めた学校適正配置並びに円滑な小中一貫教育を目指した校区の再編について」答申を受けました。

この答申は、「小規模校を解消する前提となる学校規模の考え方と、小中一貫教育の実現のための校区再編の必要性については、否定されるべきではない」という内容としつつも、「学校の統廃合及び校区再編による変更が生じる通学路の子どもにとっての不安と安全性への考慮という点で、なお、実態を踏まえた方針策定が必要である」と結んでいます。

このことから、教育委員会では、審議会の答申を重く受け止め、「学校適正配置計画策定に向けた市民会議」を設置するなど、地域の特性・住民ニーズ等を踏まえ、長期的かつ全市的な観点から、改めて検討を重ねてまいりました。

このたび、小・中学校の適正規模・適正配置と通学区域の課題解消、並びに老朽化が進む学校施設等の整備に向けた具体的方策を示した「教育環境整備計画」を策定しましたので、今後、この計画に基づき、取り組みを進めていくこととします。

1. 教育環境整備計画の趣旨

(1) 目的

児童生徒数の減少と学校施設の老朽化などを背景とした本市教育の諸課題に適切に対応するため、地域の特性やニーズを踏まえるとともに、一世代先までを見据えた学校規模・配置の適正化や教育環境の向上に資する施設整備等について、集中的かつ短期的に実施することを目的とする。

(2) 基本理念

- ①学校適正配置は、児童生徒にとって望ましい学習集団を形成し、より良い学習環境を創造するものであること及び学力向上を目指すことを目標としたものであること。
- ②地域の中での学校の役割や通学距離、通学路の安全確保に十分配慮したものとし、保護者、地域住民の理解と協力を得られる計画内容であること。
- ③新たな教育ニーズへの対応並びに、地域コミュニティの拠点としての整備を行うものであること。

(3) 諮問内容

- ①適正な学校規模の標準について
- ②適正な学校配置の方針について
- ③小中連携・一貫教育の充実のための校区編成について
- ④安全な通学路について
- ⑤これからの学校に求められる機能について

2. 四條畷市の学校の現状

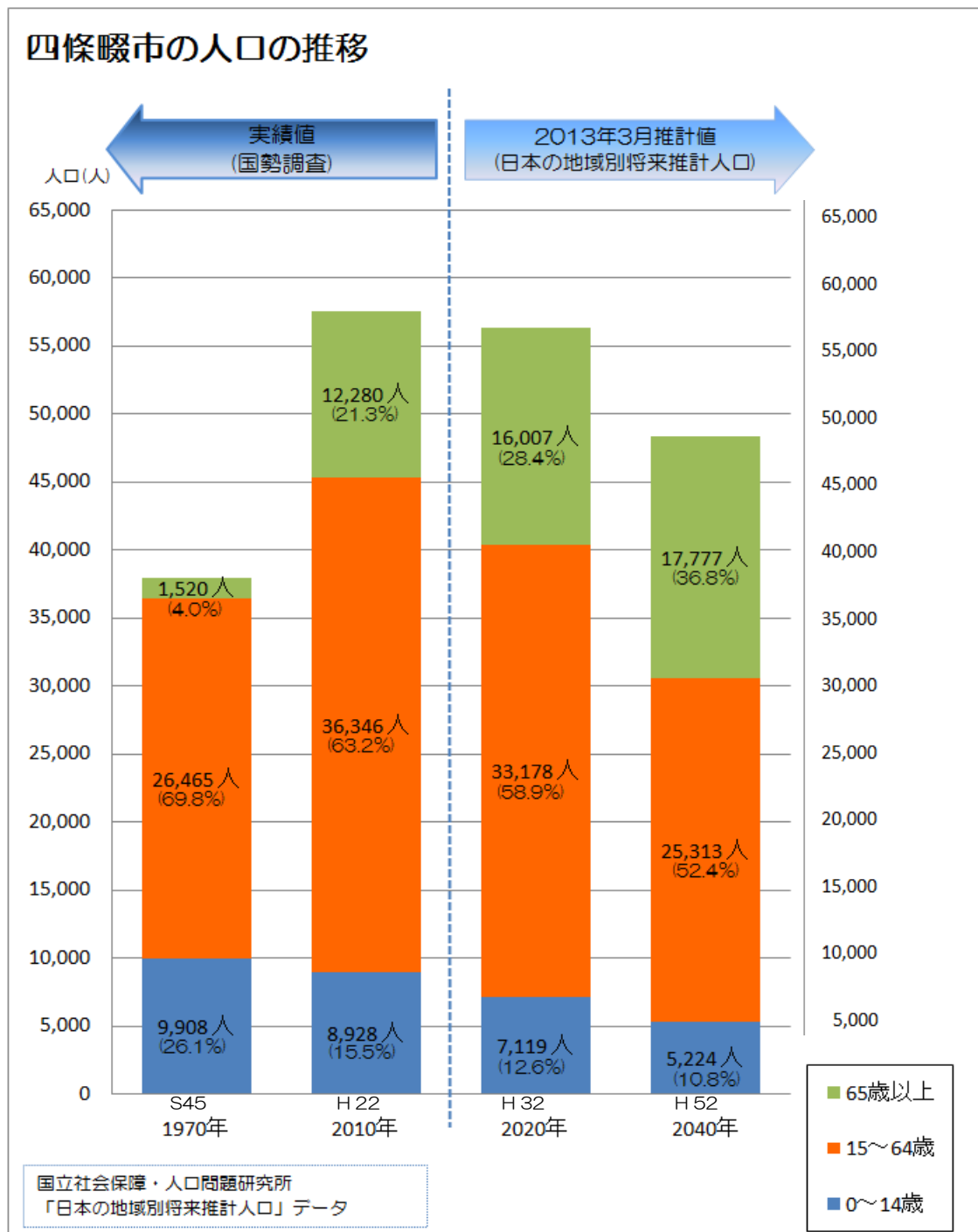
(1) 四條畷市の人口推移

本市の人口は、平成22年まで増加し、その後、減少に転じており、今後も継続することが予想されています。

特に15歳未満の年少人口は、全国的な少子化が進む中、平成22年には8,928人だったものが、わずか10年後の平成32年には7,119人と約20%の減少が見込まれ、その後も同様の傾向が続くと予測されます。

今後の教育環境の検討にあたっては、子どもの数が継続的に減少していくことを踏まえることが求められています。

四條畷市の人口の推移



(2) 児童・生徒数

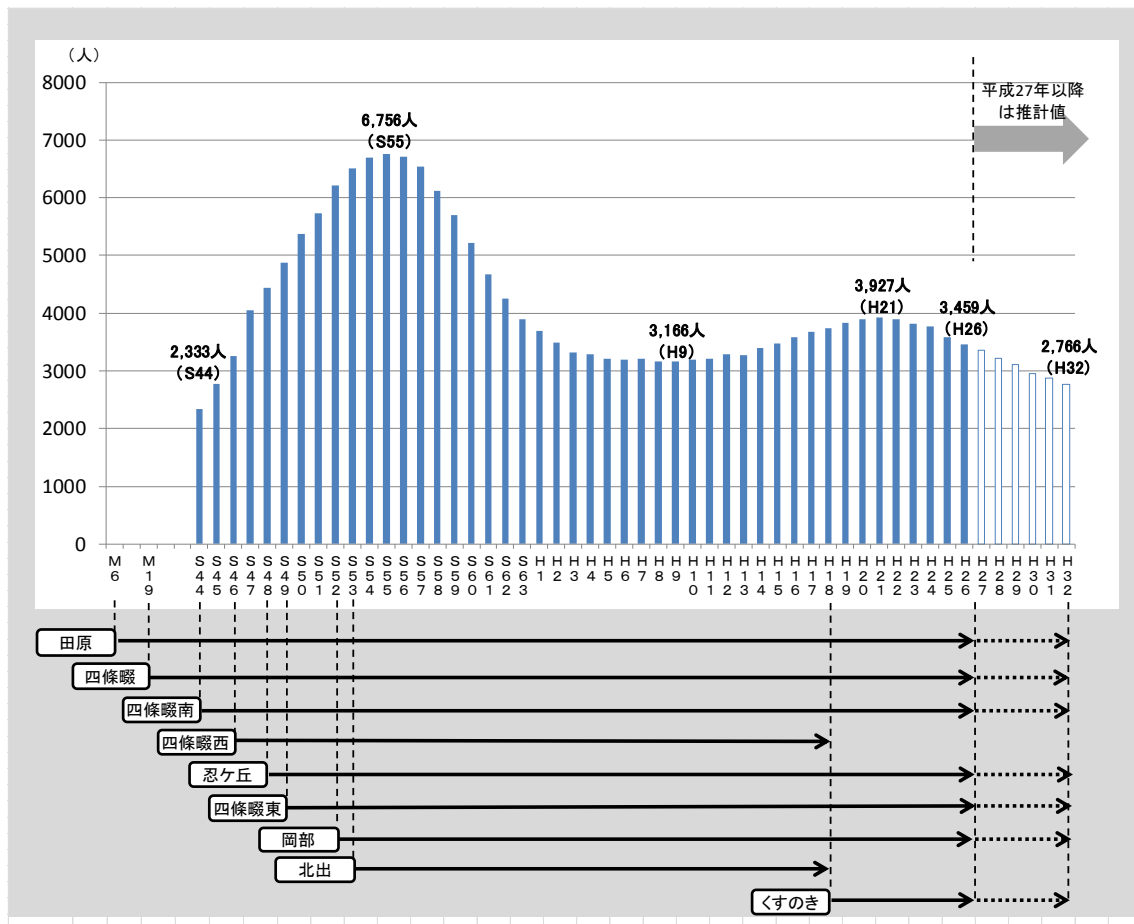
①児童・生徒数の推移

本市の小学校の児童数は、人口の増加に伴って、昭和47年度から急増し、ピークを迎えた昭和55年度には、6,756人となりましたが、その後、全国的な少子化が進む中で、平成26年度には3,459人となり、ピーク時の51.2%と大きな比率で減少しています。

また、中学校の生徒数も昭和60年度のピーク時には、3,294人でしたが、平成26年度には1,867人となり、ピーク時の56.7%となっています。

今後も年少人口の推計から、児童生徒数の減少は続くものと見込まれています。

児童数と小学校の変遷



②学級数の推移

児童生徒数がピーク時のほぼ半数近くに減少しているにもかかわらず、平成18年度の統合整備におけるくすのき小学校の開校以来、学校数は変わらないため、平成18年度以降、一部の学校では小規模校（11学級以下）の状況が続き、1学級しか編成できない学年が生じています。

平成26年5月1日現在で、最も児童数が多い小学校は、田原小学校の739人で21学級、次に岡部小学校の616人で18学級となっています。

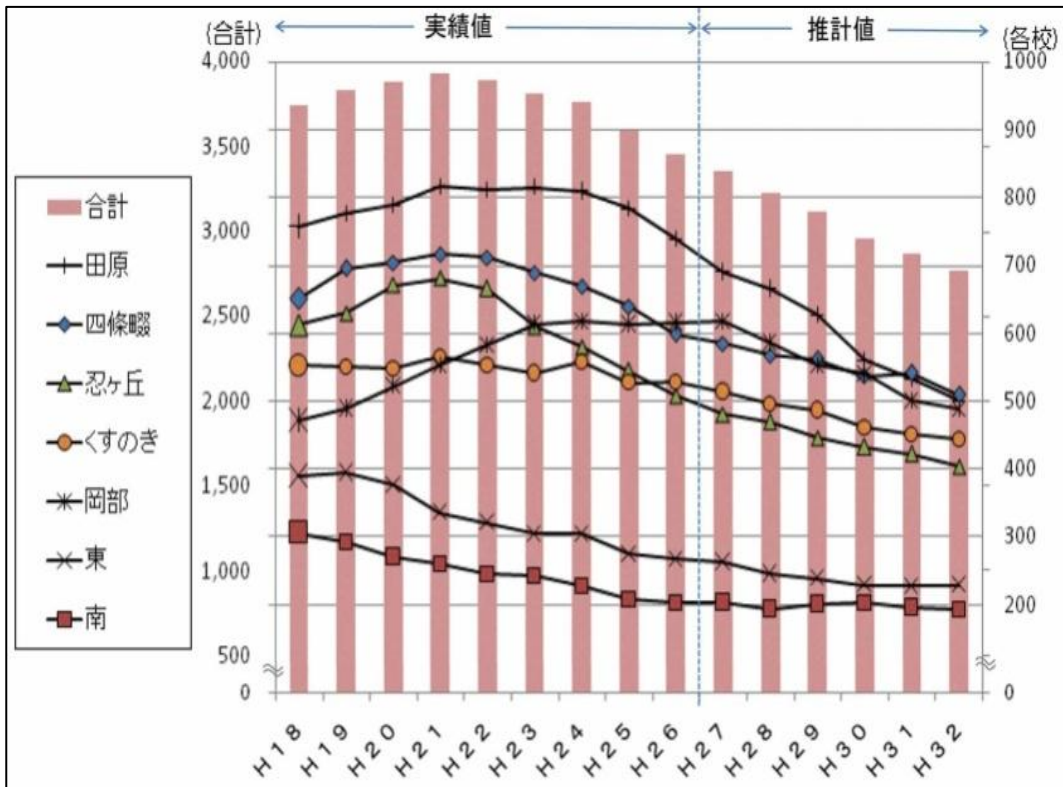
一方、最も児童数の少ない小学校は、四條畷南小学校の203人の8学級、次に四條畷東小学校の267人で11学級となっており、1学級しか編成できない学年が四條畷南小学校で5学年（ただし1学年は弾力的運用により2学級編成）、四條畷東小学校で1学年生じています。

このように、児童数や学級数が減少している学校と宅地開発やマンション建設などにより、児童数や学級数が増加している学校とがあり、教育的環境に格差が生じている状況です。

各校の児童生徒数と学級数

			H18.5.1(実績)	H26.5.1(実績)	H32(見込)	最多時
小学校	西部	四條畷	651人 19学級	598人 18学級	509人 16学級	2,127人 S47 51学級
		四條畷南	306人 11学級	203人 8学級	193人 6学級	1,423人 S52 34学級
		忍ヶ丘	612人 19学級	508人 17学級	404人 12学級	1,099人 S50 28学級
		四條畷東	390人 12学級	267人 11学級	229人 10学級	870人 S55 24学級
		岡部	472人 13学級	616人 18学級	488人 15学級	1,044人 S56 25学級
		くすのき	553人 18学級	528人 18学級	443人 14学級	
	東部	田原	757人 21学級	739人 21学級	500人 16学級	816人 H21 26学級
小学校計			3,741名 113学級	3,459名 111学級	2,766人 89学級	
中学校	西部	四條畷	499人 15学級	616人 17学級	523人 15学級	1,005人 S60 24学級
		四條畷南	451人 12学級	399人 11学級	343人 10学級	1,152人 S60 27学級
		四條畷西	362人 10学級	466人 13学級	496人 14学級	1,137人 S60 27学級
	東部	田原	271人 9学級	386人 12学級	367人 10学級	386人 H26 12学級
中学校計			1,583名 46学級	1,867名 53学級	1,729人 49学級	
小中学校計			5,324名 159学級	5,326名 164学級	4,495人 138学級	

小学校の児童数の将来予測



(3) 学校施設

①現状

本市では、西部地域において人口が急増した昭和40～50年代に多くの小中学校が開校しています。そのため、整備から40年以上を経過した校舎が多くあり、今後、これらが一斉に更新時期を迎えます。

各校校舎の整備年（各校もっとも古い校舎）

		整備年	直近の大規模改造工事年	
小学校	西部	四條畷	昭和40年	平成9年
		四條畷南	昭和44年	平成3年
		忍ヶ丘	昭和48年	平成18年(普通教室棟のみ)
		四條畷東	昭和49年	-
		岡部	昭和52年	平成26年
		くすのき	昭和46年	平成18年
	東部	田原	平成2年	-
中学校	西部	四條畷	昭和42年	平成13年
		四條畷南	昭和47年	平成7年
		四條畷西	昭和54年	-
	東部	田原	平成2年	-

②課題

本市では学校が災害時の避難所を兼ねている等の理由から、体育館や校舎の耐震化を進めてきたこともあり、すべての小中学校の耐震化が完了しています。平時の学校施設、地域開放施設としての安全性や大規模災害が起こった時の避難所としての安全性については、一定確保できていると考えています。

しかし、地域の防災拠点として現在の学校施設をみると、設備機能面では不十分な点が多々あります。

建物自体は大地震でも倒壊しないかもしれませんが、壁面のモルタルが剥がれ落ちて落下するといったことは、どの学校でも起こっています。

その他、水道管が破裂し水浸しになることや、雨が降れば教室や廊下に雨漏りすること、プールの壁面が割れ、隣地に水漏れすること、トイレが古く、暗くて臭いため、児童が使用したがることなどの課題が山積しています。

このような課題を問題が起こるたびに対処するのではなく、短期間に集中して全面改修しなければ、大変大きな事故につながりかねない状況です。子どもたちのためにも、このような状況を早く解消することが重要だと考えています。

外壁の剥離



教室内の雨漏り



和式トイレ



トイレ扉の腐食



(4) 学校施設整備費用（西部地域）

近年、市内の小中学校では校舎等の耐震化や、省エネルギー化に向けた太陽光発電設備の設置を進めてきたため、施設改修費が増加してきています。平成22～26年度の5年間の施設改修の費用総額は約18億円となっており、維持費を含めると24億円(年平均4.8億円)となっています。

多くの校舎の更新時期を控えている西部地域においては、現行の6小学校3中学校を維持した場合、これらの学校において、今後20年間に要する費用総額は約277億円の見込みです。1年間の平均は約14億円となる見込みで、年平均額で比較すると、過去5年間の平均額の約2.9倍となることが予想されます。

児童生徒数がそれぞれピークの6割以下となっているなか、このままの学校数を維持し続けることは、財政に大きな負担となることが予想されます。

西部地域の小中学校における今後20年間の費用（6小3中体制）

(百万円)

	歳出	歳入	合計
	既存学校の改修・維持費	国補助	(歳出－歳入)
6小学校 3中学校 合計	27,674	3,681	23,993

※建築時から20年を経過した時点で大規模改造を行い、47年を超えた段階で建て替えを行う想定とし、これらの費用を含めている

3. 教育環境整備計画

(1) 基本的な考え方

四條畷の子どもたちによりよい教育環境を整備・提供するべく、これまで、市民会議や庁内検討会議などにおいてさまざまな議論を重ねてきました。現在の本市の教育環境において、早急に解決すべき課題として整理したのは以下の3点です。

- ・ 少子化にともなう学校規模の適正化
- ・ 同一小学校からの進学先の相違
- ・ 校舎の老朽化

これら大きな課題をもはや放置することはできず、将来の四條畷を担う子どもたちのために、大人の責任として、次のような基本的な考え方のもと、よりよい教育環境の提供をめざし、課題解決に取り組んでいきます。

- 小中学校を配置する場合の原点に立ち返って、近未来（5～6年後）から一世代（30年程度）を見通しつつあるべき姿を考える
- 市域（特に西部地区）の人口分布及び地形・地物のうち、鉄道や大規模幹線道路の状況を踏まえ、安全対策を最重要視した校区割・学校再配置を基本とする
- 再配置にあたっては、学校施設の再整備をまちづくり計画と一体のものとして捉え、地域における学校の役割（防災拠点・地域コミュニティ）を念頭に置いた特色ある施設整備計画を策定する
- 校区の確定にあたっては、中学校区（2小1中、田原地区は1小1中）単位で小中が連携した教育（小中一貫教育）を推進することを基本としつつ、各地区・地域の意向を十分に聴取するとともに、校区割による通学距離など、特定の事情による学校の選択制についても検討の上、結論を出すものとする

(2) 学校規模（学級数）の標準

①国の標準

- ・標準学級数：12学級～18学級

（小学校第1学年は35人学級、小学校第2学年以上及び中学校は40人学級編成）

○学校教育法施行規則 第41条（学級数の標準）

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。

ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

（同第79条により、中学校に準用）

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 一および二（適正な学校規模の条件）

適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。

②四條畷市の標準

- ・標準学級数：12学級～18学級

（小学校第1・2学年は国・府の基準により35人学級、小学校第3学年以上及び中学校は40人学級編成）

○一定規模の集団での活動を通して児童生徒の社会性を養い、幅広く多様な教育活動を展開するためには、一定規模の学級数を確保することがより現実的で、且つ、合理性があることから、学校教育法施行規則第41条に規定されている学級数の標準規模を基本とした学校適正規模を原則とする。

○標準学級数を下回るような状況が複数年継続すると予測される場合、学校統廃合を含めた学校適正配置、又は、学校規模の標準の見直しについて検討を始める。

(3) 学校適正配置の方針

①適切な学校数の検討

学校や校区の変更は、児童生徒の負担が大きいことから、再編後の学校数については、変更後しばらくは学校規模に関する適正な標準が維持され、近い将来に再度の校区再編が必要とならないよう留意します。

長期にわたり標準の維持が可能となる学校数を検討する目安として、市全体における学校1校あたりの平均学級数に着目し、小中学校の学校再編の目途となる平成32年度において、現状より一定の改善が見られることを条件とします。

小学校数は現行の7校から5校に変更した場合に、中学校は現行の4校から3校に変更した場合に改善が見られます。以上の検討から、今後の四條畷市の適切な小学校数は5校とし、適切な中学校は3校とします。

小学校1校あたりの学級数（学校数を変化させた場合）

	H18. 5. 1 (実績)	H26. 5. 1 (実績)			H32 (見込)		
児童数(全市)	3,741	3,459			2,766		
学級数(全市)	113	111			89		
学校数(全市)	7	現行 7	ケースA 6	ケースB 5	現行 7	ケースA 6	ケースB 5
1校あたり 学級数(平均)	16.1	15.9	18.5	22.2	12.7	14.8	17.8

中学校1校あたりの学級数（学校数を変化させた場合）

	H18. 5. 1 (実績)	H26. 5. 1 (実績)			H32 (見込)		
生徒数(全市)	1,583	1,867			1,709		
学級数(全市)	46	53			49		
学校数(全市)	4	現行 4	ケースA 3	ケースB 2	現行 4	ケースA 3	ケースB 2
1校あたり 学級数(平均)	11.5	13.3	17.7	26.5	12.3	16.3	24.5

②小中連携に配慮した校区設定

現在、西部地域の一部の小学校区において、同じ小学校に通っている児童が中学校に進学する際、少数の児童だけが違う中学校に進学することになり、小学5年生頃に、進学先ごとでグループが生まれ、少数の児童が進学に不安を感じています。

そこで、このような状況を解消するため、西部地域においては学校数の変更に伴って校区設定の見直しを行い、2小学校1中学校という明確な中学校区を確立します。東部地域においては、従来の1小学校1中学校の中学校区を維持します。

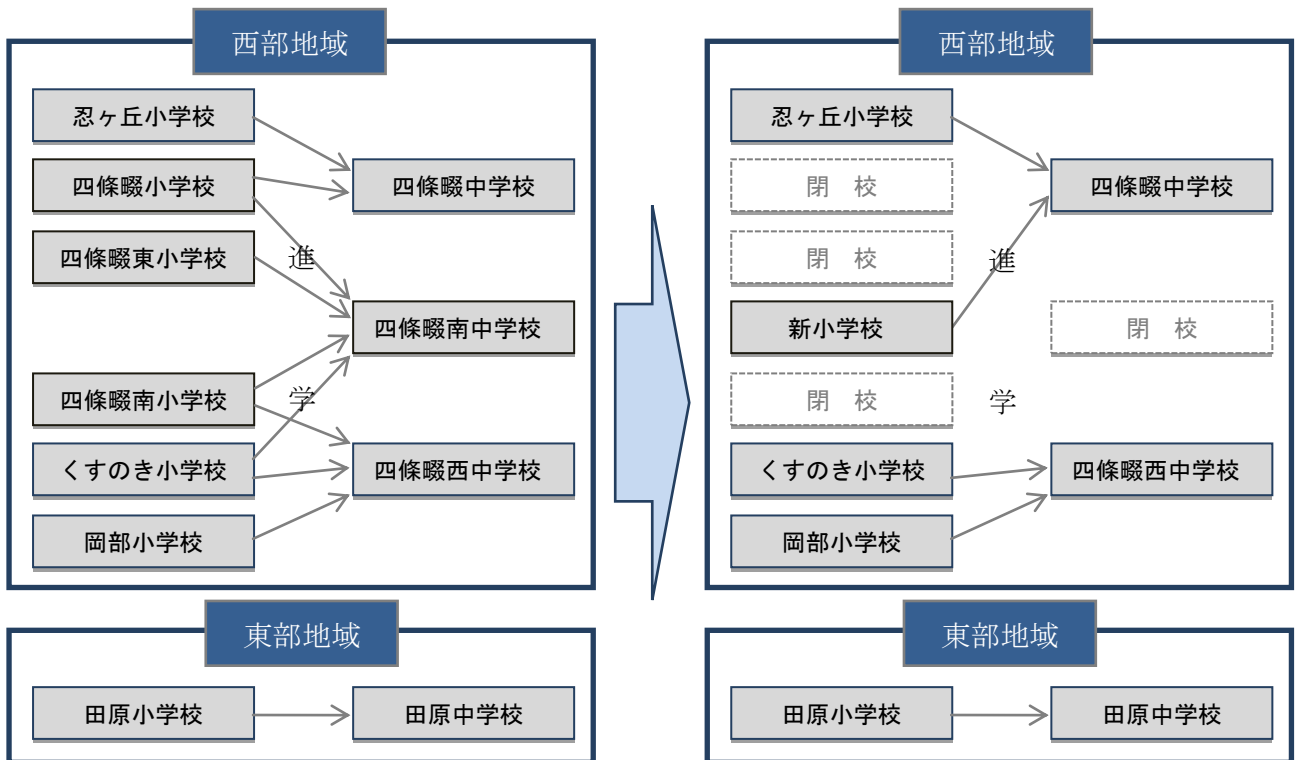
この見直しにより、小中連携・一貫教育の一層の充実を図ります。

③適正配置案

適正な学校数及び小中連携に配慮した校区設定を前提に、コミュニティづくりや防災対応など、地域のまちづくりにも寄与する学校の施設整備を推進するため、小中学校の適正配置案を以下のとおりとします。

- ア) 四條畷小学校、四條畷東小学校、四條畷南小学校の3校を閉校のうえ統合し、新たに新小学校を開設する。
- イ) 四條畷南中学校を廃止する。中学校の跡地を、新小学校の用地とする。
- ウ) 四條畷中学校区を、忍ヶ丘小学校区と新小学校区を合わせたものと一致させるよう、それぞれの校区を変更する。
- エ) 四條畷西中学校区を、くすのき小学校区と岡部小学校区を合わせたものと一致させる、それぞれの校区を変更する。
- オ) 田原小学校区、田原中学校については、従前のおりとする。

小中学校の適正配置案



④将来の見直し

上記の適正配置により、当面については、学校規模が標準の範囲内に維持されると考えられますが、子どもの減少が継続する限り、将来、いずれ再び標準を下回ることが想定されます。そこで、本計画においては、将来の見直し条件等を以下のとおり定めます。

- ア) 条件 : 標準学級数を下回る状況が複数年継続することが予測される場合
- イ) 内容 : 学校統廃合を含めた学校適正配置、学校規模の標準の見直し

(4) 西部地域の校区再編案

①校区割の考え方

西部地域の校区再編案については、次の2つの基準により定めます。

基準1：原則として国道163号とJR線を校区の境界線とする

各地区から学校までの安全な通学路を確保すべく、鉄道や大規模幹線道路の横断が最小となるよう、安全を重視した校区割・学校再配置とします。

基準2：自治会が国道163号・JR線に跨る場合、自治会の単位を優先する

地域の自治活動と小学校校区は密接に関係することから、自治会が国道163号に跨る地区及びJR線に隣接又は跨る地区においては、自治会の単位を優先した校区割とします。

なお、該当する地区とその校区案は以下のとおりです。

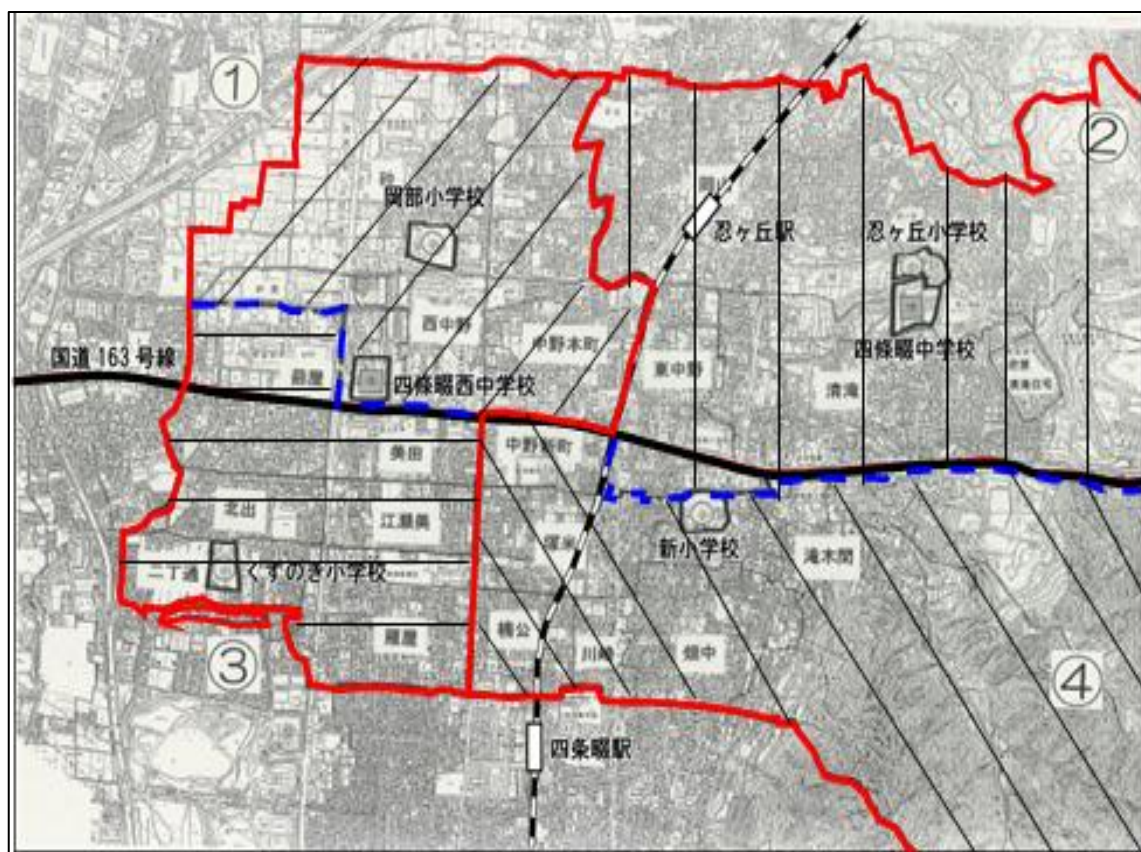
西部地域の校区再編案

	国道163号に跨る地区	JR線に隣接又は跨る地区
地区	東中野	中野新町、塚米、楠公
校区案	忍ヶ丘小学校	全て、新小学校

②校区再編案

西部地域の校区再編案は以下のとおりとします。

西部地域の校区再編案



通学区域一覧

地区	街区番号又は地番	現小学校区	H32～	現中学校区	H30～
江瀬美町		くすのき		四條畷西	
(大字) 逢阪		四條畷	忍ヶ丘	四條畷	
(大字) 岡山		忍ヶ丘		四條畷	
岡山一丁目	1～3・21～25・57番	忍ヶ丘		四條畷	
岡山一丁目	4～20番	岡部		四條畷西	
岡山二丁目	1～7番(7番15～32号除く)	忍ヶ丘		四條畷	
岡山二丁目	8～21番・7番15～32号	岡部		四條畷西	
岡山三丁目		忍ヶ丘		四條畷	
岡山四丁目		忍ヶ丘		四條畷	
岡山五丁目		岡部		四條畷西	
岡山東一丁目		忍ヶ丘		四條畷	
岡山東二丁目		忍ヶ丘		四條畷	
岡山東三丁目		忍ヶ丘		四條畷	
岡山東四丁目		忍ヶ丘		四條畷	
岡山東五丁目		忍ヶ丘		四條畷	
上田原		田原		田原	
雁屋北町		くすのき		四條畷南	四條畷西
雁屋西町		くすのき		四條畷南	四條畷西
雁屋南町		くすのき		四條畷南	四條畷西
北出町		くすのき		四條畷西	
(大字) 清瀧		四條畷	忍ヶ丘	四條畷	
清瀧新町		四條畷	忍ヶ丘	四條畷	
清瀧中町		四條畷	忍ヶ丘	四條畷	
米崎町		四條畷南	新	四條畷南	四條畷
さつきヶ丘		田原		田原	
(大字) 蔀屋		岡部		四條畷西	
蔀屋新町		くすのき		四條畷西	
蔀屋本町		くすのき		四條畷西	
下田原		田原		田原	
砂一丁目		岡部		四條畷西	
砂二丁目		岡部		四條畷西	
砂三丁目		岡部		四條畷西	
砂四丁目		岡部		四條畷西	

地区	街区番号又は地番	現小学校区	H32～	現中学校区	H30～
田原台一丁目		田原		田原	
田原台二丁目		田原		田原	
田原台三丁目		田原		田原	
田原台四丁目		田原		田原	
田原台五丁目		田原		田原	
田原台六丁目		田原		田原	
田原台七丁目		田原		田原	
田原台八丁目		田原		田原	
田原台九丁目		田原		田原	
塚脇町		四條畷東	新	四條畷南	四條畷
中野一丁目	1～4番、5番1～6号	四條畷	忍ヶ丘	四條畷南	四條畷
中野一丁目	5番7～17号	四條畷東	新	四條畷南	四條畷
中野二丁目		四條畷	忍ヶ丘	四條畷南	四條畷
中野三丁目		四條畷	忍ヶ丘	四條畷	
(大字) 中野	26・29～52・56・96・ 98・109・110・403～ 406・408・412・424・ 705～708・715・716 番地	四條畷	忍ヶ丘	四條畷	
(大字) 中野	176・196・198・199・ 201～205・254～206・ 270・485～610番地	岡部		四條畷西	
中野新町		四條畷南	新	四條畷南	四條畷
中野本町	1～27・33～40番	四條畷	岡部	四條畷	四條畷西
中野本町	28～32番	岡部		四條畷西	
楠公一丁目		四條畷南	新	四條畷南	四條畷
楠公二丁目		四條畷南	新	四條畷南	四條畷
二丁通町		くすのき		四條畷西	
美田町		四條畷南	くすのき	四條畷西	
(大字) 南野		四條畷東	新	四條畷南	四條畷
南野一丁目		四條畷東	新	四條畷南	四條畷
南野二丁目		四條畷東	新	四條畷南	四條畷
南野三丁目		四條畷東	新	四條畷南	四條畷
南野四丁目		四條畷東	新	四條畷南	四條畷
南野五丁目		四條畷東	新	四條畷南	四條畷
南野六丁目		四條畷東	新	四條畷南	四條畷
緑風台		田原		田原	

③校区再編の効果

校区再編の結果、小学校の小規模校が全て解消され、最も学級数が少ない新小学校においても、平成32年の時点で12学級の確保が見込まれ、全ての小学校が学校規模の標準を満たします。

また、中学校については、西部地域の2つの中学校はいずれも標準を満たしますが、東部地域の田原中学校については、小規模校が継続されます。

今後、西部地域の教育環境整備の見通しが立ち次第、田原小学校・田原中学校において、小中連携・一貫教育の充実に向けた整備の検討を行います。

校区再編による各校の児童生徒数と学級数の変化

			H26.5.1 (実績)	H30 (見込)	H32 (見込)
小学校	西部	四條畷	598名(18学級)	537名(18学級)	-
		四條畷南	203名(8学級)	202名(7学級)	-
		忍ヶ丘	508名(17学級)	432名(13学級)	793名(23学級)
		四條畷東	267名(11学級)	229名(10学級)	-
		岡部	616名(18学級)	540名(17学級)	608名(19学級)
		くすのき	528名(18学級)	461名(15学級)	481名(15学級)
		新小学校	-	-	384名(12学級)
	東部	田原	739名(21学級)	560名(18学級)	500名(16学級)
中学校	西部	四條畷	616名(17学級)	719名(19学級)	671名(18学級)
		四條畷南	399名(11学級)	-	-
		四條畷西	466名(13学級)	653名(18学級)	632名(18学級)
	東部	田原	386名(12学級)	409名(12学級)	367名(10学級)

④校区再編の課題

通学方法については徒歩通学を基本とし、各地区から学校までの安全な通学路を確保すべく、鉄道や大規模幹線道路の横断が最小となるよう、安全を重視した校区割・学校再配置とします。

なお、校区再編に際しては、いくつかの課題が認識されているため、課題の解消又は影響を最小化すべく、対策を講じます。

ア) 通学距離対策

《課題》

- ・一部の地区で、中学校の通学距離が伸びる
※例：楠公地区から四條畷中学校まで約2.5km（徒歩約35～40分）
- ・一部の地区で、最寄りの学校とは異なる学校の校区に指定されている

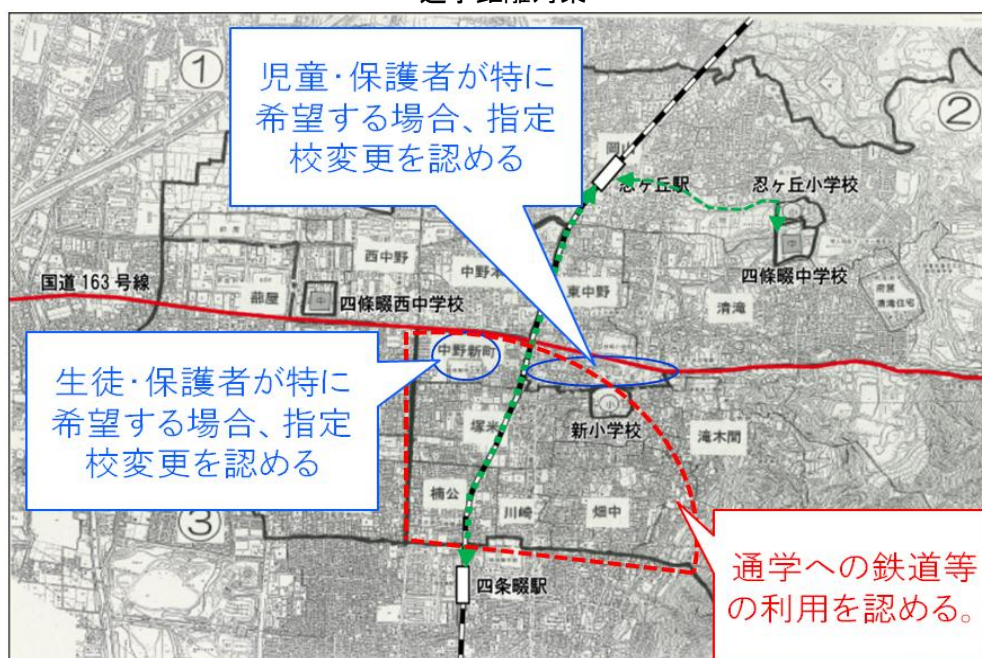
対策1：中学校区の通学距離対策

- ・再編後の四條畷中学校区のうち、中野新町、塚米、楠公、川崎、畑中、滝木間の各地区については、通学距離が伸びるため、電車等の利用を認めます。
なお、電車等の利用に際して生じる運賃等の保護者負担については、国等における補助制度の動向を見据えながら、他市の対応事例を参考に、できる限り保護者の負担軽減措置を講じます。
- ・中野新町地区については、生徒・保護者が特に希望する場合、四條畷西中学校への指定校変更を認めます。

対策2：小学校区の通学距離対策

- ・再編後の忍ヶ丘小学校区のうち、中野1丁目、中野2丁目の各地区については、児童・保護者が特に希望する場合、当面の間の措置として新小学校への指定校変更を認めます。

通学距離対策



イ) 学校転籍の進め方

《課題 1》

- ・中学校の校区再編により、中学校在籍中に転籍する生徒の負担が大きい

対策：校区再編の時期に中学校に在籍する生徒への配慮

平成30年4月に、3学年とも一斉に新しい指定校へ転籍することを想定しています。特に、校区再編の時期に中学校に在籍する生徒の不安軽減のために、事前より綿密な交流や連携を行い、スムーズな転籍をめざします。

《経過措置》

- ・再編後の四條畷西中学校区のうち、中野本町地区については、生徒・保護者が特に希望する場合、四條畷中学校への指定校変更を認めます。(平成30年度の中学生、平成31、32年度の中学校1年生に限った措置)
- ・現在の四條畷南中学校区のうち、雁屋地区については、生徒・保護者が特に希望する場合、四條畷西中学校への指定校変更を認めます。(平成28、29年度の中学校1年生に限った措置)
- ・再編後の四條畷西中学校区のうち、雁屋地区については、生徒・保護者が特に希望する場合、四條畷中学校への指定校変更を認めます。(平成30年度の中学校2、3年生に限った措置)
- ・現在の四條畷南中学校区のうち、中野1丁目、中野2丁目の各地区については、生徒・保護者が特に希望する場合、四條畷中学校への指定校変更を認めます。(平成28、29年度の中学校1年生に限った措置)

校区再編の時期に中学校に在籍する生徒への配慮

生徒・保護者が特に希望する場合、指定校変更を認める。

(四條畷南中学校→四條畷西中学校)《現校区》

(四條畷西中学校→四條畷中学校)《再編後》

生徒・保護者が特に希望する場合、指定校変更を認める。

(四條畷西中学校
→四條畷中学校)



生徒・保護者が特に希望する場合、指定校変更を認める。

(四條畷南中学校
→四條畷中学校)

《課題 2》

- ・ 小学校の校区再編により、小学校在籍中に転籍する児童の負担が大きい

対策：校区再編の時期に小学校に在籍する児童への配慮

平成32年4月に、6学年とも一斉に新しい指定校へ転籍することを想定しています。特に、校区再編の時期に小学校に在籍する児童の不安軽減のために、事前より小学校間や中学校区で綿密な交流や連携を行い、スムーズな転籍をめざします。

《経過措置》

- ・ 現在の四條畷小学校区のうち、中野本町地区については、児童・保護者が特に希望する場合、岡部小学校への指定校変更を認めます。(平成30、31年度の小学校1年生に限った措置)
- ・ 再編後の岡部小学校区のうち、中野本町地区については、児童・保護者が特に希望する場合、忍ヶ丘小学校への指定校変更を認めます。(平成32年度の小学校4年生から6年生及び平成33年度から平成35年度の中学校1年生に限った措置)
- ・ 現在の四條畷南小学校区のうち、美田町地区については、児童・保護者が特に希望する場合、くすのき小学校への指定校変更を認めます。(平成28年度から平成31年度の小学校1年生に限った措置)
- ・ 再編後のくすのき小学校区のうち、美田町地区については、児童・保護者が特に希望する場合、新小学校への指定校変更を認めます。その場合のみ、中学校進学時に四條畷中学校への指定校変更を認めます。(平成32年度の小学校6年生及び平成33年度の中学校1年生に限った措置)

校区再編の時期に小学校に在籍する児童への配慮

児童・保護者が特に希望する場合、指定校変更を認める。

(四條畷南小学校→くすのき小学校)《現校区》
(くすのき小学校→新小学校)《再編後》



児童・保護者が特に希望する場合、指定校変更を認める。

(四條畷小学校→岡部小学校)《現校区》
(岡部小学校→忍ヶ丘小学校)《再編後》

地区の状況に応じた転籍に関する柔軟な経過措置対応

○中野本町地区

		西中										
		曙中					岡部小					
児童数	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
24	小5	小6	中1	中2	中3(※1)							
16	小4	小5	小6	中1	中2(※1)	中3						
24	小3	小4	小5	小6	中1(※1)	中2	中3					
15	小2	小3	小4	小5	小6	中1(※1)	中2	中3				
19	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1(※1)	中2	中3			
22	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5	中1(※2)	中2	中3			
24	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5(※3)	小6	中1(※2)	中2	中3	
22	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4(※3)	小5	小6	中1(※2)	中2	中3
16	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1(※4)	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2
22	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1(※4)	小2	小3	小4	小5	小6	中1
23	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5	小6
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3
					0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2

※1 西中へ転籍となる生徒数が少数であるという不安の軽減のため、曙中への指定校変更を可能とする（※2の措置とあわせて、6年間の経過措置期間を設ける）

※2 H32に忍小に指定校変更した場合にのみ曙中への指定校変更を可能とする

※3 岡部小へ転籍となる児童数が少数であるという不安の軽減のため、曙小から大半が転籍となる忍小への指定校変更を可能とする

※4 H32に岡部小へ転籍することを見ずえて、岡部小への指定校変更を可能とする

経過措置期間

*児童数は住民基本台帳に基づいた推計値です

○雁屋地区

		西中										
		南中					くすのき小					
児童数	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
33	小5	小6	中1(※2)	中2	中3(※1)							
29	小4	小5	小6	中1(※2)	中2(※1)	中3						
30	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3					
30	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3				
34	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3			
20	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3		
23	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
25	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
15	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2
18	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1
25	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5	小6
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3
					0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2

※1 西中への転籍に対する不安軽減のため、南中での人間関係を考慮して、南中から大半が転籍する曙中への指定校変更を可能とする

※2 H30に西中へ転籍になることを見ずえて、西中への指定校変更を可能とする

*児童数は住民基本台帳に基づいた推計値です

○中野1丁目・2丁目

		南中		暁中			暁小					
児童数	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
9	小5	小6	中1(※1)	中2	中3							
9	小4	小5	小6	中1(※1)	中2	中3						
6	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3					
7	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3				
7	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3			
5	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5	小6(※2)	中1	中2	中3		
7	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5(※2)	小6(※2)	中1	中2	中3	
12	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4(※2)	小5(※2)	小6(※2)	中1	中2	中3
10	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3(※2)	小4(※2)	小5(※2)	小6(※2)	中1	中2
13	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2(※2)	小3(※2)	小4(※2)	小5(※2)	小6(※2)	中1
8	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1(※2)	小2(※2)	小3(※2)	小4(※2)	小5(※2)	小6(※2)
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1(※2)	小2(※2)	小3(※2)	小4(※2)	小5(※2)
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1(※2)	小2(※2)	小3(※2)	小4(※2)
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1(※2)	小2(※2)	小3(※2)
					0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1(※2)	小2(※2)

※1 H30に暁中に転籍になることを見すえて、
暁中への指定校変更を可能とする

※児童数は住民
基本台帳に基づ
いた推計値です

※2 地理的な近接性を考慮して、当面の間の措置として、
新小学校への指定校変更を可能とする

○美田町地区

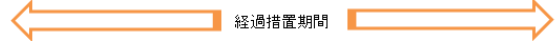
		西中		西中			南小						くすのき小
児童数	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
13	小5	小6	中1	中2	中3								
8	小4	小5	小6	中1	中2	中3							
4	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3						
4	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3					
9	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3				
4	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5	小6(※1)	中1(※2)	中2	中3			
7	4歳児	5歳児	小1(※3)	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3		
7	3歳児	4歳児	5歳児	小1(※3)	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
7	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1(※3)	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	
5	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1(※3)	小2	小3	小4	小5	小6	中1	
8	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5	小6	
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5	
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4	
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	
					0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	

※1 くすのき小への転籍となる児童数が少数であるという
不安軽減のため、南小から大半が転籍する
新小への指定校変更を可能とする

※2 H32に新小に指定校変更
した場合のみ、暁中への
指定校変更を可能とする

※児童数は住民
基本台帳に基づ
いた推計値です

※3 H32にくすのき小へ転籍することを見すえて、
くすのき小への指定校変更を可能とする



《課題3》

- ・転籍に際して、中学校によってあるクラブ活動の種目が違うため、転籍に際してクラブ活動の継続ができない
- ・転籍に際して、特に支援が必要な児童生徒にとっては十分な準備が必要

対策：統合準備委員会による円滑に転籍を進めるための対策の検討

転籍する生徒が不利益を被ることなく円滑に転籍を進めるために、統合準備委員会を設置し、教育内容や学校行事、生活・学習指導などのすり合わせと児童生徒間の交流を計画的に行います。

- ・中学校におけるクラブ活動については、事前に中学校間でのクラブ交流や合同練習などが行えるよう具体的に学校間で準備します。また、教職員人事面での配慮や外部人材の活用についても検討します。
- ・とりわけ支援学級生など特に配慮の必要な児童生徒については、その障がいの状況や特性に応じ、保護者とも密に連携し、人事面での配慮も含め、十分に時間をかけて準備を行います。

《参考》転籍の考え方の整理

	学年進行方式	全学年一斉方式
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・在校生は転籍とならないため、校区再編に伴う児童・生徒、保護者の負担が軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・転籍の前後で、生徒数の増減に左右されず、一定の教育活動の内容が担保される ・再編区域で一時期に転籍することで、コミュニティとしてのまとまりを維持しやすい ・全学年の転籍が一時に行われ、課題解消に要する期間が短い
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・全学年が転籍するのに一定の時間がかかる ・その期間、新入生が入ってこない学校の小規模校の状況が進行する ・異学年交流など多彩な教育活動や組織的なクラブ活動ができない ・姉妹と弟妹の就学先が異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業までの途中の年度で学校を転籍する児童・生徒、保護者の環境変化による影響が大きい ○友人関係などの再構築 ○義務教育段階での異学年交流やクラブ活動の重要性 ○転籍による心理的不安 ○保護者の負担や不安

十分な事前準備や指定校変更などの柔軟な措置を講じます

ウ) 通学路の安全対策

《課題》

- ・歩道が狭いところや、特に夕方の下校時間に暗く、危険な箇所がある

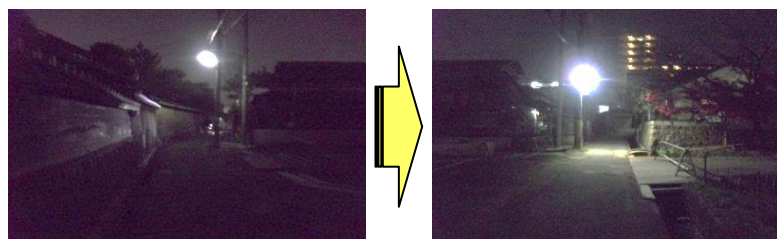
対策1：通学路の調査及び安全対策の実施

現行の通学路と、現時点で想定している校区再編後の通学路の状況把握を行い、通学路の選定を行い、必要な安全対策を実施します。(今後、学校、保護者、地域住民と連携し、「通学路安全推進会議」において、「四條畷市通学路交通安全プログラム」を策定します。)

- ・既存の防犯灯を、従来のものより明るいLED灯に更新するとともに、必要な箇所への増設を行います。
- ・通学路という視点だけではなく、誰もが利用する道であるという視点に立ち、道路構造上、危険な箇所について、整備を行うほか、交通安全上、危険な箇所には、人的配置を実施します。
- ・小学校の登下校時における子どもを狙った犯罪の抑止、地域における子どもの見守り活動を補完し、地域における防犯力の向上を図るため、大阪府等における補助制度の動向も見据えながら、通学路での防犯カメラの設置に関する制度設計を行います。

※ 既存防犯灯のLED化は、既に整備を始めています。

防犯灯のLED化



《通常の防犯灯》

《LED灯》

対策2：安全教育の推進

児童生徒は守られるべき対象であることにとどまらず、生涯にわたり、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められていることから、学校や家庭における、自分の身は自分で守るための安全教育を推進します。

エ) 教室の確保

《課題》

- ・児童生徒数が大きく増える一部の学校で教室、グラウンド等の教育活動の場が不足する

対策1：質の高い教育環境の整備とあわせて教室不足の解消

- ・今後、各小中学校においては、質の高い教育環境の整備のため、校舎の改修を計画しており、教室の不足が生じる場合には、本改修にあわせて解消を図ります。

※例：校舎を増築して特別教室を移転し、空き室を教室にて転用する等

対策2：市内公共施設の利用の検討

- ・今後、通常授業やクラブ活動での市民グラウンドや市民総合体育館等の市内公共施設の利用や学校間でのグラウンド等の相互利用について、関係機関と協議の上、検討を行います。

⑤小学校統合後の跡地利用

今回の校区再編の結果、閉校する3小学校1中学校のうち、四條畷南中学校跡地は新小学校の用地として利用します。残る、四條畷小学校、四條畷東小学校、四條畷南小学校については、作成過程にある四條畷市まちづくり長期計画に位置付け、学校施設と同様に老朽化の進む他の公共施設の建て替え用地としての活用のほか、民間との複合施設整備など、全市的な観点から有効な活用を検討します。

⑥小学校の校名について

本計画は、多くの学校の統廃合を伴っており、現在の小学校名や新設小学校名について、全市的な視野のもとでの検討が必要であると考えています。

(5) これからの学校に求められる機能

①考え方

近年、我が国の社会は、超少子高齢化を背景に、情報化、グローバル化、いわゆる「知識基盤社会」が到来し、大きな、かつ、スピードのある変動期を迎えています。

変化の激しいこれからの社会において、一人ひとりの子どもたちがそれぞれの可能性を伸ばし、幸福な人生を自らの手で切り拓いていくためには、自らの頭で考え、行動できる力、心豊かに、たくましく生き抜いていく力、他者ととともに協調しながらことにあたっていく力を培うことが重要となり、そのような力を、教育を通じて育成する必要性が生じています。

このような社会の大きな変動に伴い、保護者や市民からは、学校に対して、必要な学力や体力、道徳性等を確実に育成する質の高い教育を求める声が高まっています。

これからの学校は、すべての子どもたちの「知・徳・体」のバランスの取れた成長をめざし、教員が高い指導力で指導にあたり、保護者や地域住民との適切な役割分担を図りながら、活気ある教育活動を展開する場となる必要があります。

また、これからの学校には、保護者や地域住民の意向を十分に反映する信頼される学校となるため、教育を提供する側からの発想だけではなく、教育を受ける側の子どもや保護者の声に応える教育の場となることが求められています。

あわせて、教育に関する課題は学校だけでは解決できないこともあり、学校は、地域や保護者とともに学校づくりを進めていくためのコミュニティ拠点の場として、また、大規模災害時等においては、防災拠点としての機能も求められています。

【すべての子どもにとって】

○知識・技能の習得のための快適な教育環境

(空調、空間、安全性、風通し、明かり、バリアフリー、ユニバーサルデザイン)

○さまざまな体験のための教育環境

(読書環境の充実のための図書館の整備、学力向上に寄与する ICT 環境の整備、教育活動の幅が広がる音楽室・理科室などの特別教室の環境整備、異学年交流・世代間交流のための小中連携・地域交流スペース、相談体制が充実するカウンセリングルーム)

○習得したことを活用・発表できる教育環境

(学年単位が集まれる多目的スペース、体力向上に寄与する体育館・グラウンド等の整備、舞台や観客席にもなる児童会・生徒会活動スペース)

【保護者・地域にとって】

○地域コミュニティの拠点 (子どもの見守り、学校づくりへの参画)

○防災拠点

【教職員にとって】

○子どもと向き合うための環境

(子どもの安全性に配慮した校舎配置、指導内容・形態に応じて対応可能なスペース)

○指導力向上のための環境

(校内研修スペース、小中連携のためのスペース、教育センターとの接続機能)

②学校別整備方針

全校共通	防災拠点としての整備、ICT環境の充実、屋上緑化・太陽光発電設備、教室の空調設置
岡部小学校	<ul style="list-style-type: none"> ▶校舎の外壁、内装の改修、防水などの老朽化対策工事 ▶トイレの洋式化、LED照明機器の導入 ▶門・フェンス等の防犯対策
四條畷中学校	<ul style="list-style-type: none"> ▶技術棟撤去及び地盤沈下対策 ▶忍小・新小との連携を進めるための児童生徒・教職員の共有スペース
四條畷西中学校	<ul style="list-style-type: none"> ▶国道163・170号による騒音・粉じん対策のための環境に配慮した校舎配置 ▶体育館の老朽化対策 ▶市民も利用可能で、分散型エネルギーを活用した屋内温水プールの整備
四條畷南中学校	▶新小学校の整備用地
忍ヶ丘小学校	<ul style="list-style-type: none"> ▶校舎・体育館・プールの老朽化対策 ▶畷中との連携を進めるための児童生徒・教職員の共有スペース
くすのき小学校	<ul style="list-style-type: none"> ▶プールの老朽化対策 ▶カフェの併設など地域の活動拠点ともなる地域に開かれた学校図書室
新小学校	<ul style="list-style-type: none"> ▶防災拠点としての整備 ▶最新の学習環境、児童の自主活動、畷中との連携が充実する施設整備 ▶全ての児童に優しい設計（バリアフリー、ユニバーサルデザイン） ▶地域との協働スペース、地域コミュニティの拠点となる整備

③統廃合によるメリットを活かして、充実をめざす教育内容（ソフト）例

- ・読書環境の拡充（図書館機能の充実や自学自習環境の整備）
 - ・ICT環境の充実（情報化社会への対応力向上、わかる授業のためのツール）
 - ・英語教育の推進（グローバル社会への対応、言語活動の充実、自己表現力の向上）
 - ・小中連携・一貫教育の深化（9年間を見通した学びの連続性）
- ⇒**学力向上**
- ・集団づくりの推進（適正規模での学校教育活動による仲間づくり、絆づくり）
 - ・保幼小中高連携の推進（異学年交流による自尊感情の向上、校種間ギャップの解消）
 - ・郷土を愛する心の育成（地域を知り、地域を愛し、地域とともに成長）
- ⇒**豊かな心の醸成**
- ・クラブ活動の活性化
 - ・体育館、プール等の体育施設の整備
- ⇒**体力、文化力向上**
- ・支援教育の充実（個別配慮の充実とインクルーシブ教育システムを見すえた整備）
 - ・不登校等の対応の充実（居場所づくり、小中連携や専門家を活用した組織的対応による未然防止・早期対応）

(6) 再編後の学校整備費用（西部地域）

西部地域において、現行の6小学校4中学校から4小学校2中学校に再編することにより、今後20年間に生じる費用は、新小学校の整備・維持費、既存の学校の特色整備を含めても約236億円にとどまり、整備費全体で約41億円の削減が見込まれます。うち、市負担の削減幅は約31億円の見込みです。

また、今後、学校の再編整備にPFI手法を含む公民連携手法を導入する過程において、整備の規模や範囲等の詳細についても検討し、市の財政負担の軽減を図ります。

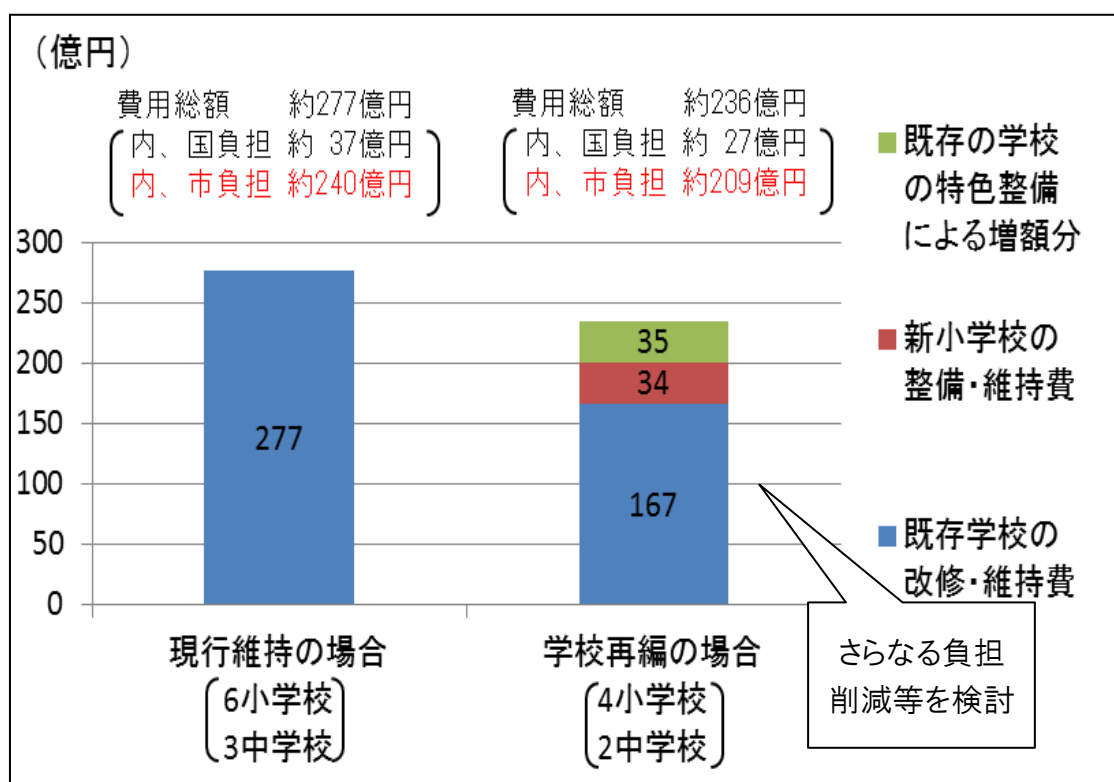
西部地域の小中学校における今後20年間の費用（4小2中体制）

(百万円)

	歳出			歳入	合計 (歳出－歳入)
	既存学校の 改修・維持費	新小学校の 整備・維持費	既存の学校の特色 整備による増額分	国補助	
4小学校 2中学校	16,791	3,351	3,478	2,701	20,919
	計 23,620				
6小学校 3中学校	27,674	—	—	3,681	23,993
	計 27,674				
差額	4,054			—	3,074

西部地域の小中学校における今後20年間の費用比較

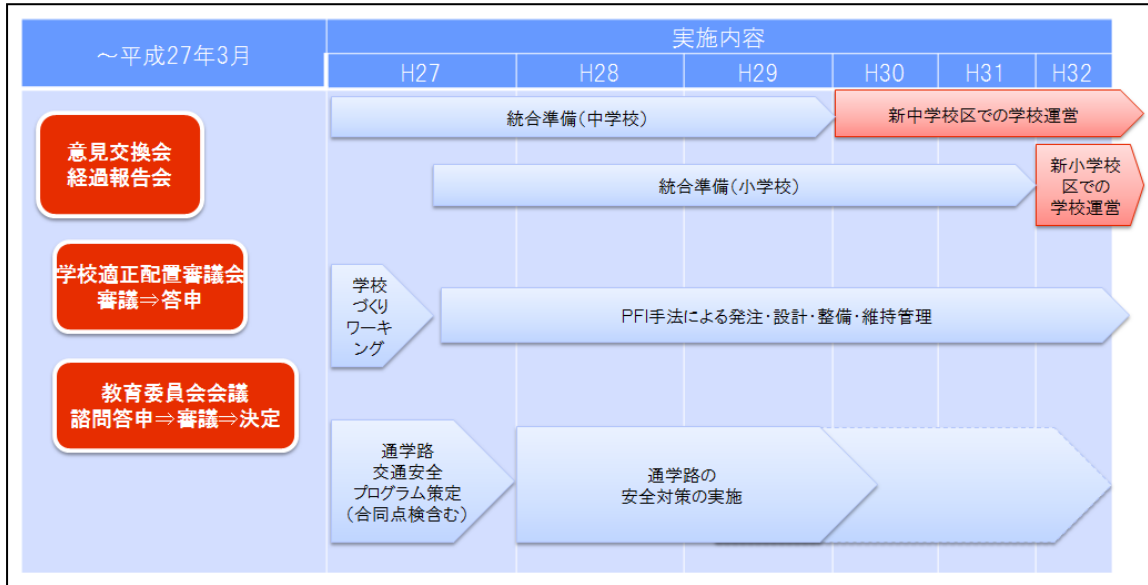
<H26.11.27時点算出>



(7) 今後のスケジュール

現時点で想定しているスケジュールは下表のとおりです。なお、整備にあたっては学校再編の機会をマイナス面としてとらえるのではなく、プラス面としてとらえ、学校、保護者、地域の連携によりどのような学校をつくっていくかが大切であり、子どもたちにもいかに夢を持たせることができるか、主体的に関わらせるかが重要となります。今後、保護者、地域住民、教職員等参画のワーキンググループを立ち上げ、今後の四條畷市における学校づくりについて、ともに考えていきます。

教育環境整備計画実施のスケジュール



学校別整備スケジュール

	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)
四條畷中学校	改修方針・内容決定	統合準備・設計・改修工事			新校区での学校運営		
四條畷西中学校							
四條畷南中学校					廃校		
新小学校				設計・整備			開校
忍ヶ丘小学校	改修方針・内容決定		設計・改修工事				新校区での学校運営
くすのき小学校	改修方針・内容決定		設計・改修工事				
岡部小学校	改修工事						
四條畷小学校	トイレ改修						廃校
四條畷東小学校	トイレ改修						
四條畷南小学校	トイレ改修						
田原小学校	トイレ改修						
田原中学校							

4. 参考資料

(1) 検討経緯

平成 13 年 7 月	学校適正配置審議会に諮問
平成 15 年 6 月	学校適正配置審議会から答申 (田原地区の小学校は、基本的に 1 校が適切である。 また、北出小学校と四條畷西小学校を 1 校に統合することが望ましい。)
平成 23 年 11 月	四條畷市学校規模適正化基本方針を策定
平成 23 年 12 月	学校適正配置審議会に諮問
平成 24 年 2 月	市民等から意見を募集
平成 24 年 5 月	市内 5 小学校で説明会を開催
平成 24 年 6 月	議会の反対決議
平成 24 年 8 月	学校適正配置審議会から答申
平成 24 年 9 月～	学校適正配置計画策定庁内検討委員会による検討
平成 25 年 3 月～	学校適正配置計画策定に向けた市民会議から意見聴取
平成 26 年 3 月～	学校適正配置に関する基本的な考え方(素案)を関係 団体等に周知・意見交換
平成 26 年 6 月～	なわて出前講座メニュー新設による意見交換
平成 26 年 9 月～	まちづくり意見交換会の開催
平成 26 年 12 月	まちづくり意見交換会経過報告会の開催

(2) 意見交換会及び経過報告会における主な意見

①実施概要

【まちづくり意見交換会】平成 26 年 9 月から 10 月にかけて、意見交換会を 8 回開催し、延べ 230 人の参加をいただきました。

	日 時	会 場
第 1 回	9 月 21 日 (日) 14:00～	市民総合センター 市民ホール
第 2 回	9 月 21 日 (日) 19:00～	市民総合センター 市民ホール
第 3 回	9 月 23 日 (火・祝) 14:00～	サン・アリーナ 25 多目的室
第 4 回	9 月 23 日 (火・祝) 19:00～	サン・アリーナ 25 多目的室
第 5 回	10 月 2 日 (木) 19:00～	グリーンホール田原 なるなるホール
第 6 回	10 月 9 日 (木) 19:00～	サン・アリーナ 25 多目的室
第 7 回	10 月 15 日 (水) 19:00～	市民総合センター 展示ホール
第 8 回	10 月 18 日 (土) 14:00～	グリーンホール田原 なるなるホール

【まちづくり長期計画(教育施設を含む)策定に向けた経過報告会】

平成 26 年 12 月 21 日に 2 回開催し、延べ 144 人の参加をいただきました。

	日 時	会 場
第 1 回	12 月 21 日 (日) 14:00～	市民総合センター 市民ホール
第 2 回	12 月 21 日 (日) 19:00～	市民総合センター 市民ホール

②主な意見

- 学校再編する理由（学校数の減少）・小規模校解消の必要性
 - ・ クラス替えができなくかわいそうに思う。
 - ・ 将来的に子どもの数が減っていき、地域で小学生の人数にもバラつきがでてくると思うので、今のままでは難しいところがあると思う。新しい校区割、学校再配置は必要だと感じる。特定の事情によっては、学校の選択ができるようにしたほうがいいのではないかと思う。
 - ・ 少子化のために学校を減らすことが、さらに少子化を進めることになる。

- 再編後の学校数
 - ・ 四條畷小学校とシルバーセンターを新中学校にしてもよいのではないかと思う。
 - ・ 南野に住んでいる住民にとっては、学校が2校もなくなることは大きな問題である。例えば四條畷南中学校を残して四條畷中学校を廃校、また四條畷小学校に新小学校を新設すればよいと考える。
 - ・ 国道163号を境に北側と南側で中学校を1校ずつとし、四條畷南中学校を残し、四條畷中学校を廃校とし、また四條畷小学校を新小学校とすることで費用面でも抑えられるのではと考える。
 - ・ 中学校は西部地区に3校は必要であると思う。四條畷小学校・四條畷南小学校・四條畷南中学校を残す方向で再検討を望みたい。
 - ・ 四條畷中学校を四條畷南中学校の跡地へ移動することも検討していただきたい。
 - ・ 新小学校ではなく、四條畷東小学校・四條畷南中学校・教育文化センターを統合し、小中連携校にすればよいと考える。
 - ・ 忍ヶ丘小学校と四條畷中学校のように、四條畷南中学校と四條畷東小学校で小中連携校に改修すればよい。
 - ・ 四條畷小学校に四條畷東小学校と四條畷南小学校を統合してほしい。四條畷小学校をなくす必要はない。
 - ・ 四條畷の伝統ある小学校をなくさないでほしい。校名を残してほしい。
 - ・ 3つの小学校を廃校にしておきながら、小学校を新設するなら、廃校は2つでいいのではないかと考える。

- 学校再編後の校区割
 - ・ 国道163号以南に中学校がないのは賛成できない。
 - ・ 校区の中心に中学校を配置してほしい。
 - ・ 今すぐ校区編成を考えないで、児童生徒数が少なくなった時点で四條畷小学校とくすのき小学校に吸収することで小学校を減らせばよい。
 - ・ 校区自由化・選択制にすればよい。
 - ・ 将来的にも、劇的に四條畷東小学校や四條畷南小学校に子育て世代が流入することは考えにくい。四條畷東小学校の児童は四條畷小学校に、四條畷南小学校の児童はくすのき小学校又は岡部小学校に行くことが余計な費用もかからないと考える。岡部小校区の4つのマンションの子どもたちが小中学校の進学を終える頃に再編を考えるべきではないかと思う。

- ・ 兄弟関係などそれぞれ事情が違うので一定期間だけでも選択できるように。
- ・ 校区割について、国道163号線で2つに分けたらいいのではと思う。

○ 学校転籍の進め方

- ・ 転校によってクラブ活動や制服の違いはどうなるのかが心配。
- ・ 転校についてはすべての生徒が卒業するタイミングで閉鎖する方がよいと思う。
- ・ いち保護者として、入学した学校で卒業を迎えさせてあげたい。
- ・ どうせ転校しなければならないのなら入学時からにしてほしい。
- ・ 小学校がどうしても廃校になるのであれば、東中野地区の子どもは学校を選択できるよう希望する。また中野1丁目、2丁目の中学生は来年より畷中か南中に選択できるよう希望する。
- ・ 中学校3年生の時や2年生の時で四條畷中学校に転校となるのなら、次の4月の入学時から四條畷中学校に入学できるようにして欲しい。途中からの移動は、勉強面、クラブ、人間関係などで問題がでてくると思われる。
- ・ 制服を来年度から統一してはどうか。もしくは編入時に制服購入等の補助金を助成してほしい。
- ・ 転籍後、いじめ問題や授業進度などが不安。事前連携の具体策を示してほしい。
- ・ 中学校だけでなく、小学校の転籍に関する具体的な配慮を考えてほしい。

○ 通学路の安全対策

- ・ 中野新町、米崎町、楠公1丁目の児童がJR踏切を渡らないようにしてほしい。
- ・ 楠公からの通学距離はとても遠く問題である。再検討してほしい。
- ・ 中学生の荷物は重く、40分もかかると登校だけで疲れる。
- ・ 平成24年度の四條畷東小学校が四條畷南小学校に統廃合する案では、米崎踏切の問題で白紙になったにも関わらず、なぜ四條畷南小学校の子どもたちが四條畷中学校まで行く案が出るのか疑問に感じる。
- ・ 通学路について、安全面が確保できているのかが心配。
- ・ 万が一、事件・事故などにあったらどのような責任を取ってくれるのか。
- ・ 通学路は大人が机上で考えるのではなく、子どもを一番に考えた案とすべき。
- ・ 遠距離対策としての電車、バス通学の際、保護者の費用負担をなくしてほしい。

○ 学校再編による財政への影響

- ・ 統廃合等に要する費用について、もう少し詳しく知りたい。
- ・ 税金を使うからにはもっと慎重に検討すべき。
- ・ PFIの手法によってうまくいくのかが心配。

○ その他

- ・ 廃校により防災拠点が減るのではないか。
- ・ 小学校を地域コミュニティ拠点とするというが、具体的にどのような考えか。
- ・ 特に校区変更となる地域については、育成会と話をする場を設定してほしい。
- ・ 統廃合によって、どのように教育が充実するのか。学力向上につながるのか。

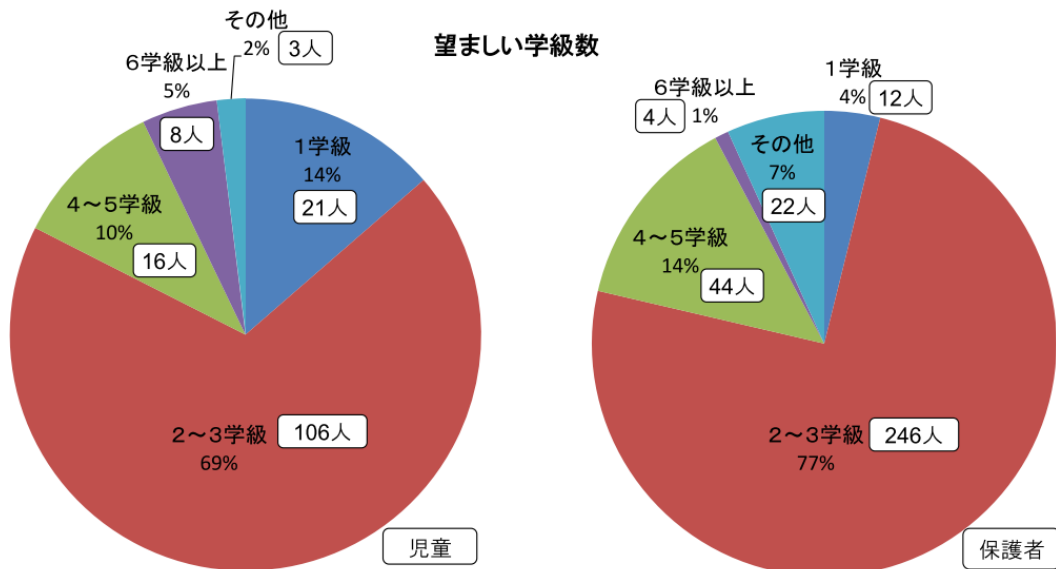
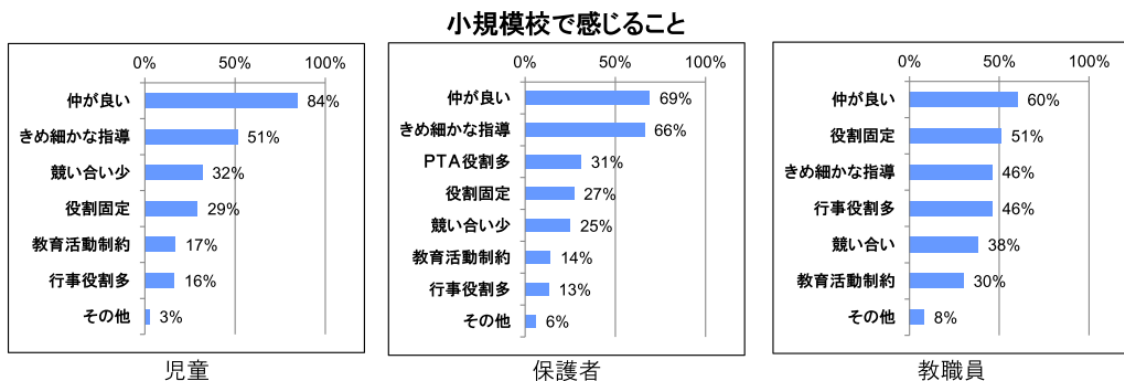
(3) 児童・保護者・教職員へのアンケートの結果

①実施概要

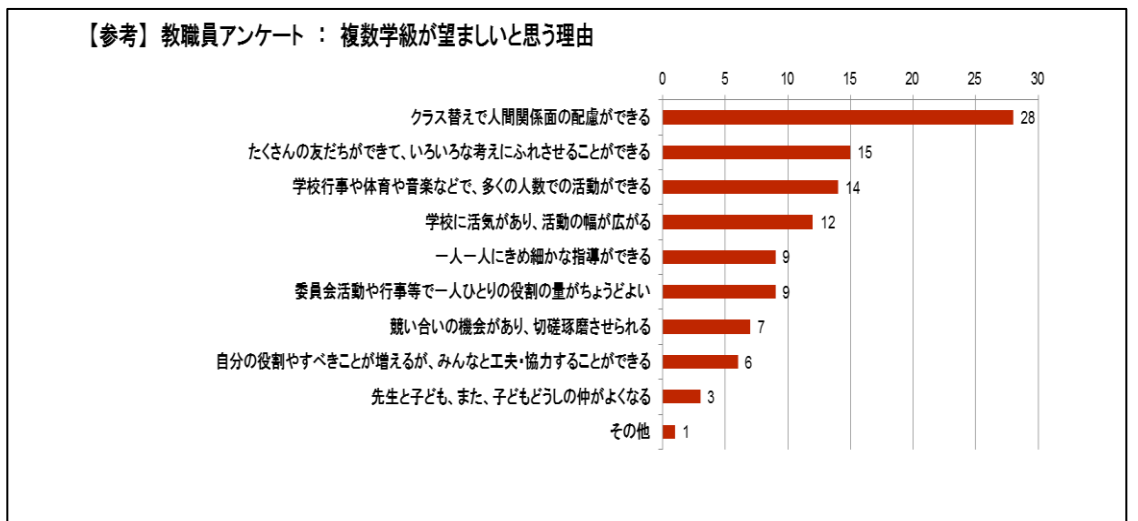
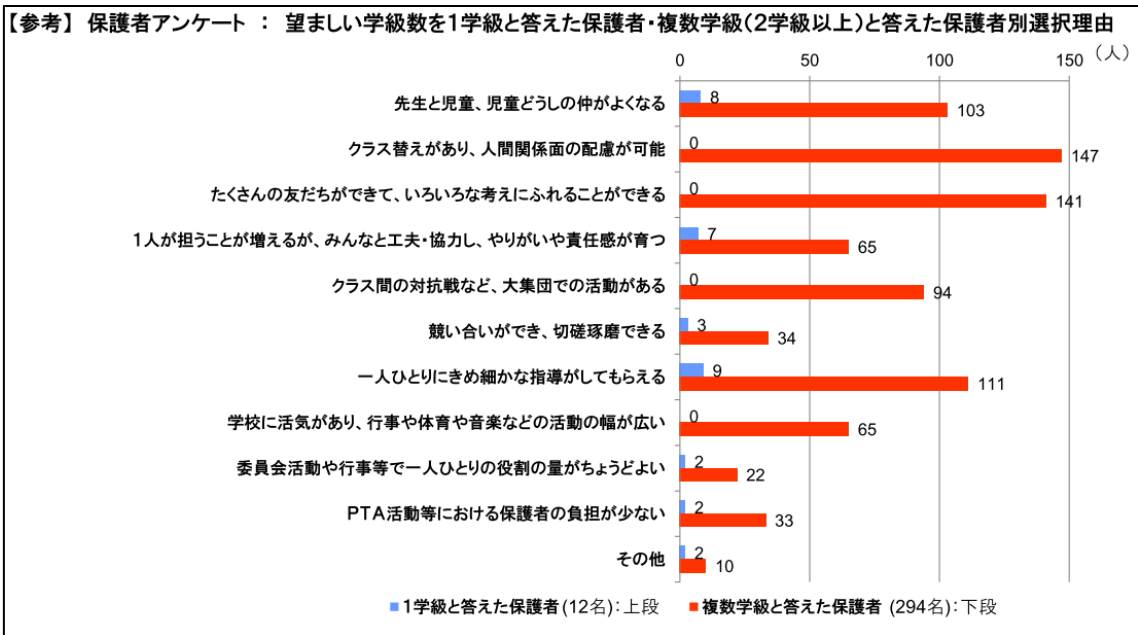
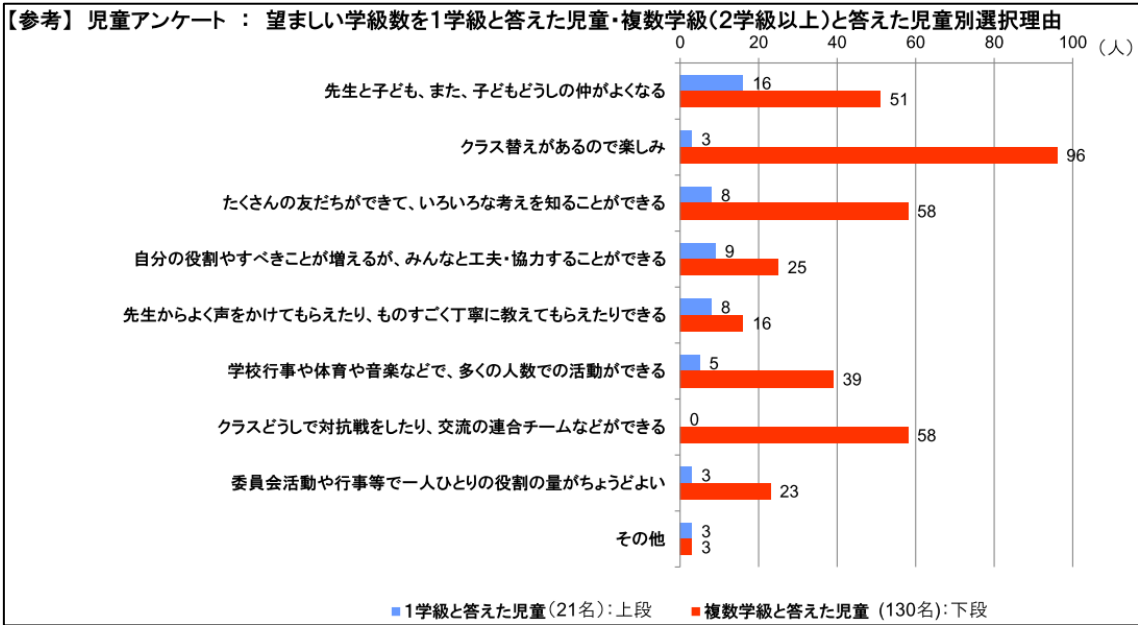
一定の期間、小規模校（11学級以下）の状況が続いている四條畷南小学校、四條畷東小学校の児童、保護者、教職員を対象にアンケートを実施しました。

対 象：四條畷南小学校、四條畷東小学校の児童（5・6年生）、保護者、
教職員
方 法：学校を通じて児童、教職員に配布・回収
時 期：平成26年11月18日～21日
回答数：児童（5・6年生）154人/159人、保護者319人/473人、
教職員37人/40人

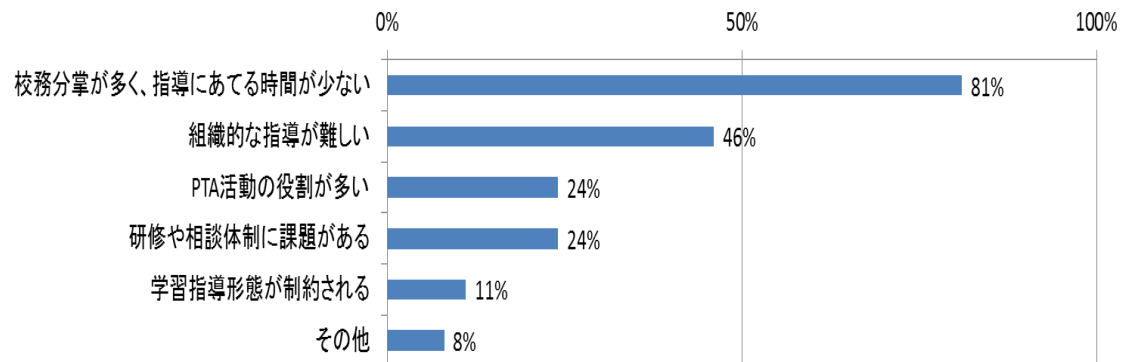
②結果



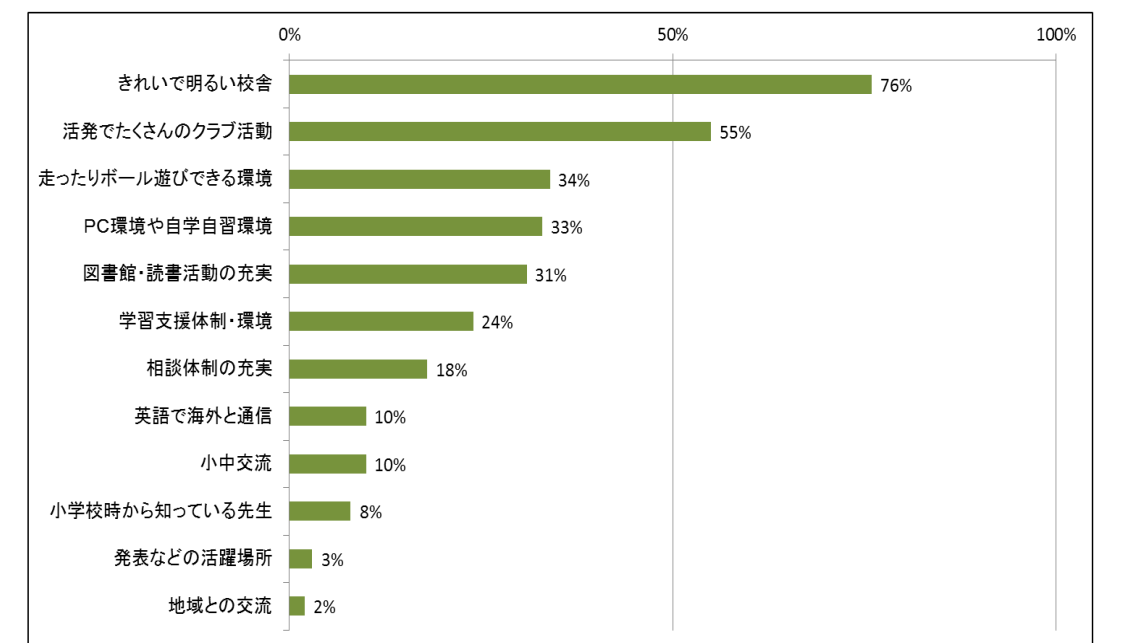
※複数項目を回答された場合は、それぞれをカウントしています



【参考】教職員アンケート：教職員として小規模校に感じること



【参考】児童アンケート：どんな中学校だと思いいなと思うか



(4) 学校施設整備費用(西部地域)

①今後20年間の費用算出の考え方

<共通事項(現行維持、学校再編)>

○改修費

- ・ 建築時から法定耐用年数(RC造の学校：47年)を超えた段階での建替え費
- ・ 建築時から20年経過した時点での大規模改造費
- ・ 過去の工事実績から1㎡あたりの単価を算出し、延面積を乗じることでの概算費用

○維持費

- ・ 平成25年度における市内全小中学校維持費(光熱水費、修繕費、設備等管理費)の実績から各校の平均値を算出

○国補助

- ・ 建替え、大規模改造等を実施するにあたり、歳入が見込まれる国庫補助金の額

<学校再編>

○改修費

- ・ 閉校を予定している学校(曙小、南小、東小)については建替え費を未計上

○維持費

- ・ 閉校を予定している年度に合わせて維持管理費を減額して計上
(中学校は平成30年度再編、小学校は平成32年度再編)
- ・ 閉校を予定している学校で体育館を存続する予定の学校(曙小、南小)については面積按分による維持費
- ・ 西中については整備年度に合わせてプールの維持費分を増額。他校の各年度の維持費は現行と変更がない前提で計上

○特色整備増額分

- ・ 教育環境整備計画の中で整備を予定している内容(撤去含む)について個別に費用を算出
- ・ 西中については特色整備に係る費用から現行を維持した場合の改修費を減じて算出

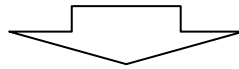
	建築年度	整備年度																			
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46
現行(6小3中)を維持	曙小	S39	○																		
	曙中	S41	○																		
	南小	S43	○																		
	南中	S46				○															
	くすのき小	S46				○															
	曙小	S47					○														
	東小	S48						○													
	岡部小	S51									○										
西中	S53	△										○									
適正配置(4小2中)に再編	曙小	S39						★													
	曙中	S41			★				○												
	南小	S43							★												
	南中	S46				★															
	くすのき小	S46				★			○												
	曙小	S47				★			○												
	東小	S48							★												
	岡部小	S51									○										
西中	S53				★○																
新小学校	H31					★															

○：建替え △：大規模改造 ★：特色整備(曙小、南小、南中、東小は撤去費を想定)

(5) 公民連携手法(P F I 等)について

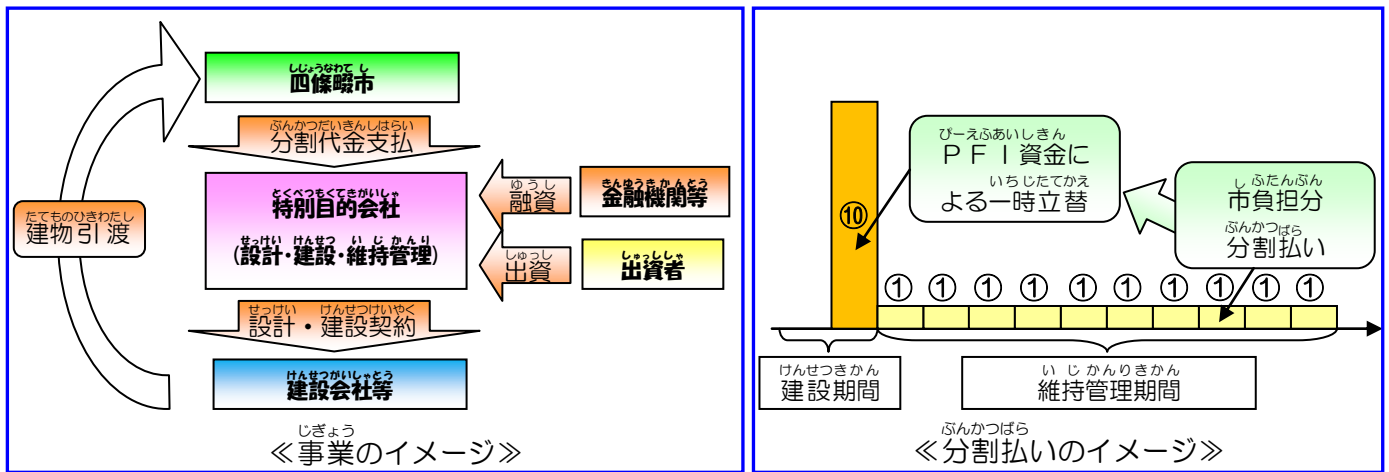
① P F I の概要

P F I とは、「Private Finance Initiative」の略。民間の資金・技術・ノウハウを活用し、公共施設等の建設・維持管理・運営等を行う手法。



■ メリット

- 設計・建設・維持管理まで特別目的会社が一貫して行うことから、より安く、より質の高いサービスの提供が可能
- 従来手法では建設時に費用負担が一度に発生するが、P F I では建設後15年～20年の分割払いが可能



② 全国の P F I の導入状況

分野別導入件数(実施方針公表件数)

(平成25年9月30日現在)

分野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
教育と文化(文教施設、文化施設等)	2	107	35	144
生活と福祉(福祉施設等)	0	19	0	19
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、畜場等)	0	73	2	75
産業(観光施設、農業振興施設等)	0	14	0	14
まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設等)	8	43	0	51
安心(警察施設、消防施設、行刑施設等)	8	14	0	22
庁舎と宿舎(事務庁舎、公務員宿舎等)	45	10	2	57
その他(複合施設等)	6	40	0	46
合計	69	320	39	428

国、地方公共団体等で実施方針等が公表された428件のうち、事業者決定等により公共負担額が決定したものは、

408件、4兆2,819億円の事業規模

7,954億円のVFMあり

※VFMとは
従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合

③学校施設整備におけるPFI実施事例

設置者	施設名	施設内容	整備種別	事業期間	業務内容	共用開始
富山市	芝園小学校	校舎、屋内運動場、グラウンド、プール等	新築	17年	設計、建設、維持管理	H20.4
	芝園中学校		改築			
四日市市	南中学校	校舎、屋内運動場、プール等	改築	23年	設計、建設、維持管理	H17.11
	橋北中学校		改築、大規模、耐震			H17.11
	港中学校		改築、耐震			H18.4
	富田小学校		改築、大規模、耐震			H18.7
泉大津市	戎小学校	校舎、プール	新築	32年	設計、建設、維持管理	H18.2
箕面市	止々呂美小 止々呂美中学校 (小中一貫校)	校舎、屋内運動場、プール等	新築	20年	建設、維持管理	H20.4
門真市	門真はすはな中学校	校舎、屋内運動場、グラウンド、プール等	新築	17年	設計、建設、維持管理	H24.4

※守口市においても検討中